



市民後見人は大阪市に始まり、大阪府、堺市へと徐々に活動の輪が広がっています

オープニングメッセージとして、厚生労働省老健局高齢者支援課の勝又浜子認知症・虐待防止対策推進室長が、厚生労働省の「市民後見推進事業」など認知症高齢者、一人住まい高齢者の増加に伴い、市民後見人活動が必要。大阪は市民後見人活動の「トップランナー」と話しました。

市民後見人 Symposium シンポジウム 府内外関心高く

3月15日に大阪中央公会堂で「市民後見人・成年後見制度啓発シンポジウム」を府・大阪市・堺市・府社協・大阪市社協・堺市社協の6者で共催。府民をはじめ、府内外の関係機関職員など642人が参加しました。

市民ならではの 後見活動を報告

第一部では、大阪市立大学大学院の岩間伸之教授と府社協大阪後見支援センターの山上時津子所長が講演。岩間教授は「市民後見人活動は、行政・専門職・市民が力を合わせ、支え合いの場の舞台づくりをしているものであり、成熟した社会のあり様を占うバロメーターともいえる。市民後見人は、予防的権利擁護において重要な役割を果たす。専門職後見人の補完的役割ではなく、週1回のきめ細かな訪問など、市民ならではの後見活動が可能」と述べました。

山上所長からは、市町村の規模に関わらず取り組める点など、複数市町村が共同で養成と活動支援を実施している大阪府方式を説明し、「判断能力の低下によって自分でSOSを出せない方が地域で置き去りになってしまわないように」と話しました。

第二部では、市民後見人からの実践報告と、専門職を交えたパネルディスカッション。市民後見人の2人は「独り言にも耳を傾け、まずは本人を知るところから始めた。本人が入院し、病院側は在宅復帰が難しいとの見解だったが、ケアマネジャーやヘルパーと話し合い、サービスマンや住環境を調整し、本人の希望に沿って在宅復帰を実現した」「判断能力が低下したとしても、不満・不安・希望はあり、その人らしく生きる権利がある。市民後見人は、ゆっくりじっくり先を見据えて活動することができ。根気と誠意の積み重ね」など、認知症高齢者と障がい者に寄り添った活動を報告。

活動支援を担っている弁護士・司法書士・社会福祉士からは、市民後見人について「本人の意思を代弁するためには、しっかり寄り添うことができて」「生活者としての市民感覚が活

岬町権利擁護 講座に 150人

3回コースで理解深める

「住民主体で考える学びの場」
地域住民と共に考える
権利擁護講座



参加者の質疑にこたえる松端教授

岬町社協は、岬町人権協会、岬町民生委員児童委員、知的障害者総合福祉施設愛の家、岬町高齢福祉課、岬町介護者(家族)の会ほほえみとの共催で、「地域住民と共に考える権利擁護講座」を3月16日に岬町立淡輪公民館で開催。岬町民など約150人が参加しました。

冒頭に岬町社協の坂原爲吉会長が「権利擁護とは何かを皆さんといっしょに考える機会にしたい」とあいさつしました。

かされている「これまで寂しい思いをしていた方に寄り添っておられる」とのコメントがあり、コーディネーターの岩間教授は「理念を形にする仕組みが必要。

市民後見人活動は、市民の特性を最大限に活かした活動といえる」とまとめました。

府の26年度養成講座は、6月中旬から実施する予定です。

続いて桃山学院大学社会学部の松端(まつのはな)克文教授が「権利擁護と地域福祉」をテーマに講演。松端教授は、悪質商法の対策に情報共有が重要であること、児童・高齢者・障がい者の虐待防止などについて説明。「権利擁護とは特別な話ではなく、その人らしく生きていけるようにしていくこと。本人が活き活きと暮らしていけるかどうか、そうでなければお互いが活き活きできる関係を築いていきたいと思います。閉じられた関係の中では権利が侵害されやすいが、外に広がっていく状態では権利が侵害されにくい。人を大切に、いかに豊かな関係を作るかが重要である」と話しました。

この講座は3回コースとして開催され、次回は5月18日(日)の午前、「私たちの町の権利擁護」をテーマに参加型の対話形式によるプログラムが予定されています。

●参加希望者は(問合せ)岬町社協
072-492-0633

政令市社協も一体 となった支援体制の 構築に向けて

3月12日(水)、政令市を含む府内社協の災害担当職員合同会議を開催しました。



政令市も同じグループに入って意見交換

全国各地で多発する自然災害への支援活動の経験を踏まえ、各社協では行政との協定締結や、エリア内での相互支援体制の構築、資機材の確保や情報発信の仕組みづくりなどが進められて

出された意見(抜粋)

連携してできること

- 府域における初動の相互支援のためのルールづくりと近隣社協との顔の見える関係づくり
- 市町村域や府域におけるNPO・企業・大学等関係団体とのネットワークの構築
- 所有資機材のリスト化と共有。府域・ブロック単位(府内であれば4ブロック)でのストックヤードの構築
- 府内の情報集約、内向け・外向けの情報共有と発信をリアルタイムに行うためのポータルサイトの構築

自分の社協でできること

- 組織内での初動マニュアル等の作成とマニュアルの実行化(参集訓練などの実施)
- 災害対応への職員間の意識共有(研修や訓練の実施を社協の事業項目として位置付ける)

います。府社協・大阪市社協・堺市社協の3者間では、それぞれで支援の仕組みを持ちながら、十分な情報共有ができておらず、このままでは、発災時の連携に支障があるのではと、今年1月、災害時の初動期における連絡体制について必要な申し合わせを行いました。

意見交換を重ねる中で、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に政令指定都市を含む府内の社協が1つとなって役割を果たすためには、支援の仕組み等の情報共有や、現状を踏まえた連携課題の抽出と解決に向けた検討の場が必要であることが確認され、今回の合同会議が実現しました。

グループ討議では、『災害発生時における府内社協間の連携のあり方』をテーマに、南海トラフ巨大地震の被災想定に基づき、初動から1週間以内の時系列に沿って、担当者としてどのような行動をとり、その際どのような課題が生じるのかを抽出。それぞれが持つ情報と知識を共有しながら、今後府域で必要な仕組みについて意見交換を行いました(左記に掲載)。

今回の会議では、府・政令指定都市の枠を超えた『府内全域』での顔の見える関係づくりの重要性が改めて確認されました。今後も引き続きこのような場を設けながら、参加者から出された意見の具体化を目指し、災害時への備えを強化します。

東日本大震災義援金について

災害発生直後の平成23年3月14日から募集を始めました、中央共同募金会・日本赤十字社・日本放送協会(NHK厚生文化事業団含む)の3者で実施の東日本大震災義援金は、3月31日で終了しました。平成26年4月以降の寄付は下記まで。

日本赤十字社

日本赤十字社本社が主体となり岩手・宮城・福島・茨城の4県へ届けます。

受付期間再延長：平成27年3月31日まで。

通常振込(ゆうちょ銀行・郵便局)

口座記号番号	00140-8-507
口座加入者名	日本赤十字社 東日本大震災義援金

銀行振込

三井住友銀行	銀座支店	普通預金	8047670
三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通預金	0028706
みずほ銀行	新橋中央支店	普通預金	2188729
ゆうちょ銀行	〇一九支店	当座預金	0000507

※口座名義は全て日本赤十字社(ニホンセキジュウジシャ)

株式会社 大正銀行から寄贈

“シニアにやさしい”
をモットーに



自動車のキー、人体模型の研修機材などの寄贈物品を囲んでの寄贈式

大正銀行が販売する投資信託「大阪・兵庫応援外国債券オープン(愛称:まごころ応援団)」の管理報酬の一部より府社協へ合計約350万円相当の金品が

贈呈され、3月14日に寄贈式が行われました。今回の寄贈を受け、本会井手之上常務理事より「平成24年度から介護職員などによる、たん吸引等の制度化に伴い、本会では研修を実施しており、一人ひとりが訓練を積むための研修機材をいただき感謝します。公費で賄えないものを寄贈いただくことで、より一層厚みのある福祉を推進できます」と謝辞を述べました。

大正銀行では運用会社である岡三アセットマネジメント株式会社とともに今後も継続して府内の福祉事業への寄付を予定されています。